

平成16年度の国立病院機構のベースアップについて（案）

1 国立病院機構のベースアップの考え方

独立行政法人の職員の給与については、独立行政法人通則法において、①給与法の適用を受ける国家公務員の給与、②民間企業の従業員の給与、③法人の業務の実績等を考慮して定めることとされており、国立病院機構の職員の給与を改定（ベースアップ）するにあたっては、これらのことを総合的に判断して決定するべきものと考えています。

そのようなことから、平成16年度の国立病院機構の職員の給与の改定については、民間春季賃上げの状況が判明し、人事院勧告が行われ、国立病院機構の経営状況がある程度判断することが可能である秋期を目途に判断することとしてきたところです。

2 民間等の春季賃上げ状況

日本経団連の「2004年春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」によると、154社の回答平均額は5,378円、賃上げ率は1.64%（定昇込み）となっています。

また、平成16年の国営企業等（国有林野事業、日本郵政公社、独立行政法人造幣局及び独立行政法人国立印刷局）の賃金改定は、中央労働委員会による仲裁裁定によらず、初めて労使の自主決着が図られました。妥結内容は、いずれも定期昇給を実施し、ベースアップは行わないものとなっています。

3 人事院勧告の状況

平成16年の人事院勧告（8月6日）においては、官民格差が極めて小さく、俸給表改定が困難であること、諸手当についても民間の支給状況とおおむね均衡していること等を勘案して、月例給の水準改定を見送っています。

また、ボーナスについても、民間の支給割合と均衡しているとのことから改定を行わないこととしています。

加えて、地域の公務員給与の見直しの一環として、民間準拠を基本に、寒冷地手当の支給地域、支給額など制度全般にわたって抜本的な見直しを行うこととしています。

○官民格差

公務員給与が民間給与をわずかに下回る 39円 0.01%
（寒冷地手当の見直しを含まない場合は民間給与を上回る
207円 0.05%）

4 国立病院機構の経営状況

現在、月次決算を実施しており、未だ4月に遡っての訂正入力を行っている状況にあります。それによると、現時点においては、収益・費用ともに年度計画より改善している状況であります。病院全体での△116億円の赤字がある程度は改善されるのではないかとこの状況です。

また、現在の年度計画には、医療機器の整備にかかる費用が含まれていないこと、医療賠償の増加等が見込まれることから、今後も費用の増が考えられます。

5 平成16年度の国立病院機構の職員の給与の改定（ベースアップ）

民間の春季賃上げは、定昇を除くとベースアップとはなっていないと考えられること、人事院勧告において月例給の改定がないこと、国営企業等は、経営状態が良好なものも含めすべてベースアップを行わないこと、国立病院機構の経営状態は、赤字からの出発であり、早期に赤字から脱却することが求められていることから、総合的に判断して、平成16年度の国立病院機構の職員の給与（基本給、業績手当を含む手当）の改定（ベースアップ）は行わないこととします。

6 平成16年度の昇給の実施

職員の昇給については、国立病院機構職員給与規程第15条第6項において「昇給は、国立病院機構の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。」としています。

平成16年度においては、依然として厳しい経営状況にあり、早期に赤字からの脱却が求められる状況にあるものの、国立病院機構の経営状態が年度計画を上回る状況にあること、及び国や民間においても定期昇給は行われることから昇給を行うこととします。

平成16年給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～ 月例給、ボーナスともに水準改定なし（6年振りに前年水準を維持）

- ① 官民給与の較差（0.01%）が極めて小さく、月例給の改定を見送り
- ② 期末・勤勉手当（ボーナス）は民間の支給割合と均衡
- ③ 寒冷地手当の支給地域、支給額、支給方法を抜本的に見直し

1 給与勧告の基本的考え方

〈給与勧告の意義〉労働基本権制約の代償措置、労使関係の安定を図り、能率的な行政運営を維持

〈民間準拠の考え方〉市場原理による給与決定が困難、民間給与に公務員給与を合わせる事が最も合理的

2 官民給与の比較

約8,100民間事業所の約36万人の個人別給与を実地調査（完了率92.7%）

〈月例給〉 官民の4月分給与を調査（ベア中止、定昇停止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映）し、職種、役職段階、年齢、地域など給与決定要素の同じ者同士を比較

- 官民較差 39円 0.01%〔行政職(一)・現行給与 381,113円 平均年齢 40.2歳〕
(寒冷地手当の見直しを含まない場合の官民較差 △207円 △0.05%)

〈ボーナス〉 昨年冬と本年夏の1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間支給月数を比較

- 民間の支給割合 公務の支給月数（4.40月）とおおむね均衡

3 改定の内容と考え方

〈月例給〉 官民較差が極めて小さく、俸給表改定が困難であること、諸手当についても民間の支給状況とおおむね均衡していること等を勘案して、月例給の水準改定は見送り

(1) 国立大学法人化等に伴う給与法等の規定の整備

- ① 教育職俸給表 教育職(一)は1級を削除、教育職(二)及び教育職(三)は廃止、教育職(四)は名称を教育職(二)とし、4級、5級を削除
- ② 指定職俸給表 指定職12号俸を削除
任期付研究員、特定任期付職員の俸給月額の上限を指定職11号俸相当額に変更
- ③ 研究員調整手当、ハワイ観測所勤務手当、義務教育等教員特別手当 廃止等の所要の改定

(2) 寒冷地手当 地域の公務員給与の見直しの一環として、民間準拠を基本に、抜本的に見直し

- ・ 支給地域 北海道及び北海道と同程度の気象条件が認められる本州の市町村に限定
(市町村数の4割強、職員の約半数を対象から除外)
- ・ 支給額 民間事業所における支給実態に合わせて、支給額を約4割引下げ
(最高支給額 年額230,200円 → 131,900円)
- ・ 支給方法 一括支給から月額制（11月から翌年3月までの5箇月間）に変更
- ・ 実施時期等 本年の寒冷地手当（現行10月末日一括支給）から実施。実施に当たっては所要の経過措置

[実施時期] 公布の日から実施

以下省略

公務員の給与改定に関する取扱いについて

〔平成16年9月10日
閣議決定〕

- 1 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与（寒冷地手当を含む。）については、去る8月6日の人事院勧告どおり改定を行うものとする。

————— 以下省略 —————

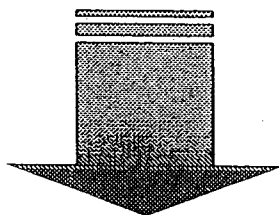
平成16年度収支状況(病院計)

(単位:億円)

当初計画(投資除く)

総費用	7,362	総収益	7,246
臨時損失	146	総収支差	▲116
		臨時利益	146
経常費用	7,216	経常収益	7,100

収支率 98.4%



4月～7月実績+8月～計画

(今後の費用増を見込む)

総費用	7,379	総収益	7,278
臨時損失	231	総収支差	▲101
		臨時利益	149
経常費用	7,148	経常収益	7,129

収支率 98.6%

今後の主な費用増

(1)臨時損失の増 82億円

- ①医療賠償
- ②固定資産除却費及び除却損

(2)経常費用の増 31億円

- ①投資に係る減価償却費
- ②退職給付引当金繰入額(再計算)
- ③再編成に係る退職一時金
- ④管財関係費用(遺跡調査、廃棄物処理等)